

例2 幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士の場合

(様式)

証 明 書

受講者氏名 愛大 えみか 昭和 3 年 5 月 7 日 生

平成

上記の者は下図該当区分のとおり、教育職員免許法第9条の3第3項又は免許状更新講習規則第9条に規定する受講対象者であることを証明する。

受講対象者の区分		愛媛県教育委員会が想定する証明者	該当区分	
教育職員・教育の職にある者	教育職員 …主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 助教諭, 講師(常勤及び非常勤), 養護教諭, 養護助教諭, 栄養教諭, 主幹保育教諭, 指導保育教諭, 保育教諭, 助保育教諭 【教育職員免許法第9条の3Ⅲ①】	市町立学校 校長(園長) 県立学校 校長 国立学校 校長(園長) 私立学校 校長(園長)		
	校長(園長), 副校長(副園長), 教頭(分校長含む), 実習助教諭, 実習助手, (主任)寄宿舎指導員, 学校栄養職員 【免許状更新講習規則第9条Ⅰ①】	市町立学校 校長(園長) ※校長は, 市町教育委員会 県立学校 校長 国立学校 校長(園長) 私立学校 校長(園長)		
	指導主事, 社会教育主事その他教育委員会の事務局(地教法第23条第1項の条例の定めるところによりその長が同項第1号に掲げる事務を管理し, 施行することとされた地方公共団体の当該事務を分掌する内部部局を含む。)において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者 【免許状更新講習規則第9条Ⅰ②】	愛媛県教育委員会 愛媛県教育委員会所属長 市町教育委員会 市町教育委員会所属長		
	国・地方公共団体の職員等で, 上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者 【免許状更新講習規則第9条Ⅰ③】	知事部局 知事部局所属長 市町 市町所属長 学校法人 理事長 独立行政法人 独立行政法人所属長		
	その他文部科学大臣が定める者 【免許状更新講習規則第9条Ⅰ④】	その者の任命権者・雇用者		
	教員採用内定者・教員採用内定者に準ずる者	教員採用内定者 【教育職員免許法第9条の3Ⅲ②】	市町立学校(幼稚園を除く) ※市町採用予定者を除く 公立幼稚園 市町立学校(市町採用予定者のみ) 市町教育委員会 県立学校 愛媛県教育委員会 国立学校 愛媛県教育委員会 私立学校 愛媛県教育委員会 大学長 理事長	任命又は雇用の者
		教員勤務経験者 【免許状更新講習規則第9条Ⅱ①】	市町立学校(幼稚園を除く) 公立幼稚園 市町立学校(幼稚園を除く) 公立幼稚園 愛媛県教育委員会 県立学校 愛媛県教育委員会 国立学校 愛媛県教育委員会 私立学校 愛媛県教育委員会 大学長 理事長	又は雇用の者
		認定こども園(幼保連携型を除く)及び認可保育所の保育士 【免許状更新講習規則第9条Ⅱ②】	当該施設の長	
		幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士 【免許状更新講習規則第9条Ⅱ②】	当該施設の設置者	○
		教育職員となることが見込まれる者(臨時任用リスト登載者等) 【免許状更新講習規則第9条Ⅱ③】	市町立学校(幼稚園を除く) ※市町採用予定者を除く 公立幼稚園 市町立学校(市町採用予定者のみ) 愛媛県教育委員会 愛媛県教育委員会 大学長 理事長	任命又は雇用の可能性がある者
市町立学校(幼稚園を除く) ※市町採用予定者を除く 公立幼稚園 市町立学校(市町採用予定者のみ) 愛媛県教育委員会 愛媛県教育委員会 大学長 理事長			任命又は雇用の可能性がある者	
市町立学校(幼稚園を除く) ※市町採用予定者を除く 公立幼稚園 市町立学校(市町採用予定者のみ) 愛媛県教育委員会 愛媛県教育委員会 大学長 理事長			任命又は雇用の可能性がある者	
市町立学校(幼稚園を除く) ※市町採用予定者を除く 公立幼稚園 市町立学校(市町採用予定者のみ) 愛媛県教育委員会 愛媛県教育委員会 大学長 理事長			任命又は雇用の可能性がある者	

該当する区分1箇所に印があること
申込書の区分は証明書の区分と一致

令和3年4月1日以降に
証明されたものであること

受講対象者として該当している区分1つに「○」を付けてください。

令和 3 年 4 月 3 日
(証明者) 機関名・役職名 **学校法人 学園・理事長**
氏 名 **愛媛 甘平** 印

※証明印は公印を押印のこと。

※愛媛県以外からの転入者や当該施設を運営する認可外保育施設に勤務する保育士は証明者として申請できません。
※障がい
・証明者の所属機関(学校名等)、役職名、氏名が記載されていること
・証明印(公印)が押印されていること
記載漏れ等がある場合は、証明書不備となり、証明書の再提出が必要です